

議案第 25 号

立川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 25 条第 3 項第 1 号及び第 5 号の規定による。

立川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

立川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年立川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第7条</p> <p>2 前項に規定する扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 精神又は身体の障害により就職することが困難な者</p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、扶養親族1人につき当該各号に定める額を合計して得た額とする。</p> <p>(1) 職員（別表第1の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員（以下「行(1)4級職員」という。）を除く。）の扶養親族である配偶者、父母等（前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 6,000円</p> <p>(2) 行(1)4級職員の扶養親族である配偶者、父母等 3,000円</p> <p>(3) 職員の扶養親族である子（前項第2号に掲げる扶養親族である子をいう。以下同じ。） 9,000円</p> <p>4 扶養親族である子で15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの（以下「特定期間</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第7条</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 精神又は身体の障害により就職することが困難な者</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については14,100円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族については1人につき、8,900円とする。ただし、職員に配偶者がない場合には、同項第2号に掲げる扶養親族である子（以下「子」という。）のうち1人については14,100円とする。</p> <p>4 扶養親族である子で15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの（以下「特定期間</p>

にある子」という。)がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に当該特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を自己の属する任命権者に届け出なければならない。

(1)及び(2)略.....

2略.....

3 扶養手当は、次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その事が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るもの一部について同項第2号に掲げる事実が生じた場合

(3) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1)4級職員が行(1)4級職員以外のものとなった場合

(4) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1)4級職員以外のものが行(1)4級職員となった場合

(5) 扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものうち特

にある子」という。)がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、4,500円に当該特定期間にある子の数（扶養親族である子のうちに前項ただし書に該当する子がいる場合は、当該特定期間にある子の数から1を減じた数）を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を自己の属する任命権者に届け出なければならない。

(1)及び(2)略.....

(3) 前号に該当する場合を除き、扶養親族である子を有し、配偶者を欠くに至ったとき。

(4) 第1号に該当する場合を除き、扶養親族である子を有し、かつ、配偶者を有するに至ったとき。

2略.....

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部について同項第2号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は第7条第3項ただし書に該当する子を除き、職員の扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

5

……略……

(住居手当)

第9条の3 住居手当は、次の各号の一に該当する職員に支給する。

(1) 世帯主又はこれに準ずる職員（行(1)4級職員、行(1)5級職員及び再任用職員を除く。この条において同じ。）のうち、自ら居住するため住宅（賃間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円以上の家賃（使用料を含む。次号において同じ。）を支払っているもの

(2)

……略……

2～4

……略……

(勤勉手当)

第24条の2 ……略……

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員につい

4 第2項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。ただし、扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定については、この限りでない。

5 ……略……

(住居手当)

第9条の3 住居手当は、次の各号の一に該当する職員に支給する。

(1) 世帯主又はこれに準ずる職員（別表第1の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員（以下「行(1)4級職員」という。）、行(1)5級職員及び再任用職員を除く。この条において同じ。）のうち、自ら居住するため住宅（賃間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円以上の家賃（使用料を含む。次号において同じ。）を支払っているもの

(2) ……略……

2～4 ……略……

(勤勉手当)

第24条の2 ……略……

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員につい

て、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の90（行(1) 4級職員にあっては100分の110、行(1) 5級職員にあっては100分の120）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の42.5（行(1) 4級職員及び行(1) 5級職員にあっては100分の52.5）を乗じて得た額の総額

3 ~ 6

……略……

別表第1（第3条関係）

行政職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	略	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…
	149	324,300				
略	略	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…

備考

て、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の85（行(1) 4級職員にあっては100分の105、行(1) 5級職員にあっては100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の40（行(1) 4級職員及び行(1) 5級職員にあっては100分の50）を乗じて得た額の総額

3 ~ 6

……略……

別表第1（第3条関係）

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…
	149	324,300				
	<u>150</u>	<u>324,600</u>				
	<u>151</u>	<u>324,900</u>				
	<u>152</u>	<u>325,200</u>				
	<u>153</u>	<u>325,500</u>				
略	略	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…

備考

(1) この表は、行政職給料表(2)の適用を受けない全ての職員に適用する。

(2)略.....

(3) 1級29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額は、この表の額にかかわらず、182,700円とする。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表(2)

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級
	号 紙	給料月額	給料月額
再任用 職 員 以外の 職 員略.....略.....略.....
	261	323, 200	
.....略.....略.....略.....略.....

(1) この表は、行政職給料表(2)の適用を受けないすべての職員に適用する。

(2)略.....

(3) 1級29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額は、この表の額にかかわらず、181,200円とする。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表(2)

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級
	号 紙	給料月額	給料月額
再任用 職 員 以外の 職 員略.....略.....略.....
	261	323, 200	
	262	323, 500	
	263	323, 800	
	264	324, 100	
	265	324, 400	
	266	324, 700	
	267	325, 000	
	268	325, 300	
	269	325, 600	
	270	325, 900	
	271	326, 200	
	272	326, 500	
	273	326, 800	
.....略.....略.....略.....略.....

備考	……略……	備考	……略……
----	-------	----	-------

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条、第9条及び第9条の3の改正規定並びに別表第1及び別表第2の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第24条の2の規定の平成28年12月1日における適用については、同条第2項第1号中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」と、同条第2項第2号中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」と、「100分の52.5」とあるのは「100分の55」とする。
- 3 平成29年4月1日（以下この項及び次項において「切替日」という。）の前日における号給が、別表第1に定める150号給から153号給までである職員（職務の級が1級であるものに限る。）の切替日における号給は149号給とし、別表第2に定める262号給から273号給までである職員（職務の級が1級であるものに限る。）の切替日における号給は261号給とする。
- 4 前項の規定により切替日における号給が定められる職員で、切替日以後にその者の受けける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 次の各号に掲げる者に係る平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当の月額は、新条例第7条第3項各号の定めにかかわらず、当該各号に定める額とする。
- (1) 職員（行(1)4級職員を除く。）の扶養親族である配偶者 10,000円
- (2) 行(1)4級職員の扶養親族である配偶者 8,000円
- (3) 職員の扶養親族である子（新条例第7条第2項第2号に掲げる扶養親族である子をいう。以下同じ。）で15歳に達する日以後の最初の3月31日までにあるもののうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。） 12,400円
- (4) 職員の扶養親族である子のうち前号に該当するもの以外のもの 9,400円
- (5) 職員（行(1)4級職員を除く。）の扶養親族である父母等（新条例第7条第2項第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 8,000円
- (6) 行(1)4級職員の扶養親族である父母等 6,000円
- 6 次の各号に掲げる者に係る平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当の月額は、新条例第7条第3項各号の定めにかかわらず、当該各号に定める額とする。
- (1) 職員（行(1)4級職員を除く。）の扶養親族である配偶者 7,000円
- (2) 職員の扶養親族である子で15歳に達する日以後の最初の3月31日までにあるもののうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。） 10,700円

(3) 職員の扶養親族である子のうち前号に該当するもの以外のもの 9,150円

(4) 職員（行(1) 4級職員を除く。）の扶養親族である父母等 7,000円

7 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間においては、新条例第9条第1項の規定は適用せず、改正前の立川市一般職の職員の給与に関する条例第9条第1項の規定はなお効力を有し、新条例第9条第3項の規定の適用については、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、同条第4項の規定の適用については、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定」とする。